

「琵琶湖八珍」ロゴマーク使用基準

第1 目的

「琵琶湖八珍」マイスター登録実施要領第4の規定に基づき、「琵琶湖八珍」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

第2 図柄等

ロゴマークのデザインと形および色に関する注意点は別紙1のとおりとする。

第3 ロゴマークの商標権

ロゴマークに関する商標権は、滋賀県が所有する。

第4 ロゴマークの使用等

1 ロゴマークは、次に掲げる者(以下「事業者等」という。)が、「琵琶湖八珍」の活用・普及および PR の趣旨に則り、情報発信やPRを行う際、無料で使用できるものとする。

(1)「琵琶湖八珍マイスター」

2 加工食品や料理等にロゴマークを表示する場合は、原材料として使用している「琵琶湖八珍」についての表示を明確に行なうこと。

特に、加工食品の場合は、「滋賀県産(もしくは琵琶湖産)の〇〇〇を△%使用」など使用割合を併記すること。ただし、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができる。

3 知事は、必要に応じ、事業者等に対してロゴマークの使用状況について、様式1による報告を求めることができる。

4 知事は、事業者等が社会通念上許容される範囲を超えてロゴマークを濫用するなど、「琵琶湖八珍」の活用・普及およびPRの趣旨が損なわれるおそれがある場合には、当該事業者に対し、ロゴマークの使用の禁止を命じることができる。

第5 事故、苦情等の処理

1 事業者等は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

第6 その他

この基準で定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この基準は、平成27年10月9日から施行する。

(別紙1)

1. ロゴマークのデザイン

(基本デザイン)



(コンセプト)

8つの食材を8つの円形で表現。

円は大切な宝を意味する「玉」でもあり、ご馳走をのせる「皿」も想起させます。

全体は末広りの「八」の形。8つの食材が、それぞれ支え合いながら、共に高みを目指す姿をイメージしました。

上部には金色の輝きを配し、ブランドのステイタスを表現。

シンプルな力強さは、遠くからも視認性が高く、様々な商品や媒体で展開しやすいデザインです。

2. ロゴマークの形および色

(1) 縦横比率を変えず、データのまま拡大・縮小すること。

(2) 色指定

■プロセス印刷またはオンデマンド印刷用

① 8つの円形はシアン100%、マゼンダ100%とする。

② 文字はブラック100%とする。

③ 上部はシアン20%、マゼンダ30%、イエロー70%とし、データのグラデーションを使用。

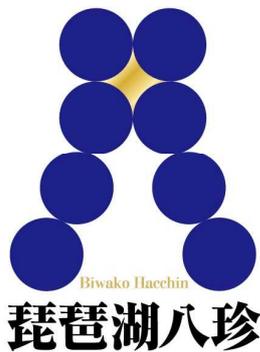
■特色印刷用

① 8つの円形はDIC892【群青色】

② 文字はDIC582【スミ(黒)】

③ 上部はDIC620【刷金】または金のホットスタンプ

■プロセス印刷またはオンデマンド印刷用



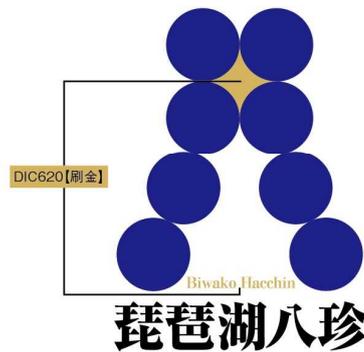
C100+M100

B100

C20+M30+Y70

データのグラデーションを使用

■特色印刷用

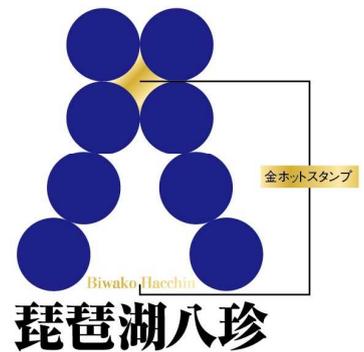


DIC892【群青色】

DIC582

DIC620【刷金】

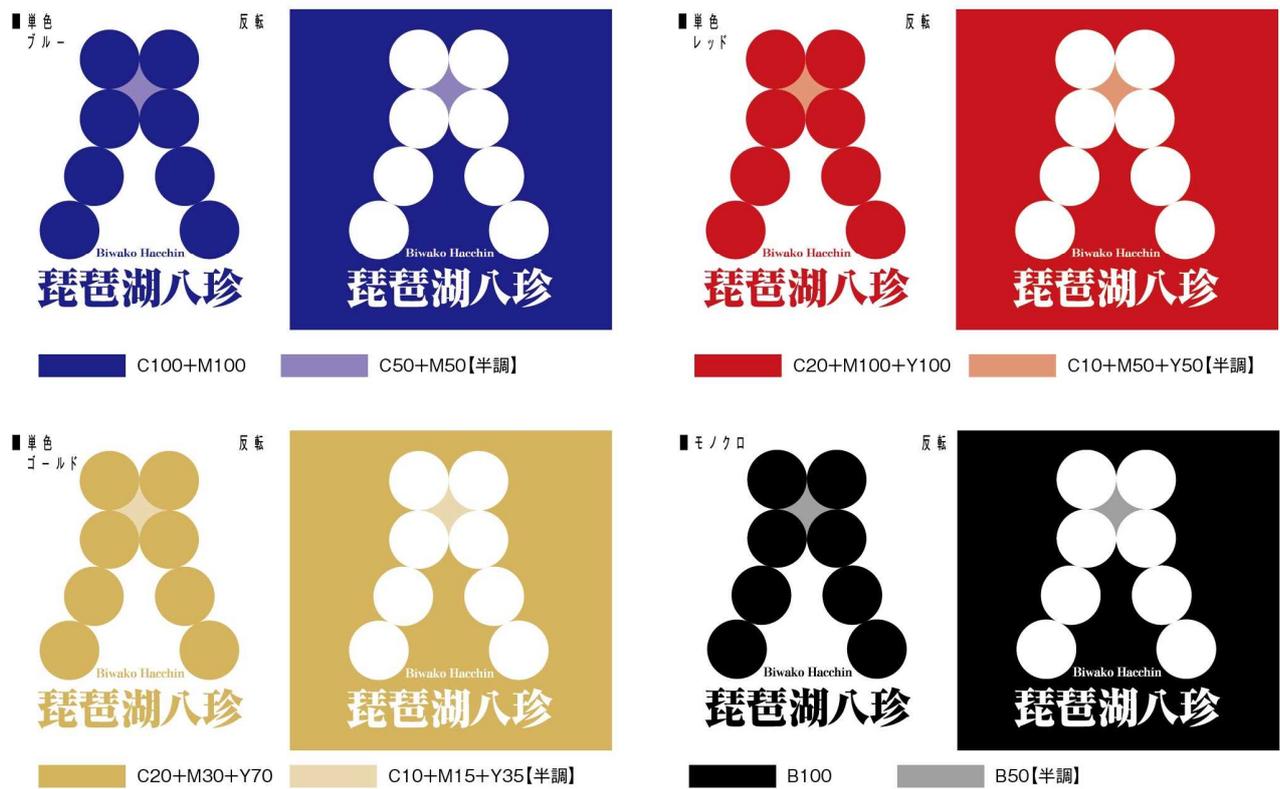
または



金のホットスタンプ

(3) カラー展開方法

- フルカラー表示できない場合は、単色表示または反転表示とする。
- 背景の柄や色によって、著しく視認性が悪くならないようにすること。
- 使用されるアイテムや印刷上の制約などに応じて効果的に使用すること。



(様式1)

「琵琶湖八珍」ロゴマーク使用状況報告書

年 月 日

滋賀県知事 へ

住所
名称
代表者名

印

「琵琶湖八珍」ロゴマークの使用状況について、下記のとおり報告します。

記

店舗名等	表示した期間	表示した商品名および使用箇所	表示数または箇所数等	備考

※ロゴマークを表示した原本を添付すること。

(添付できない場合は、使用状況が確認できる写真等を添付すること)